

料 金 表
(高圧電力〔500kW以上〕)

中部電力株式会社

料 金 表

(高圧電力〔500kW以上〕)

I 高圧電力

早収料金は、料金プランに応じ次のとおりといたします。

1 料金プラン

(1) 料金プランは、次のとおりといたします。

料 金 プ ラ ン	
第 1 種	プ ラ ン A
	プ ラ ン B
第 2 種	プ ラ ン A
	プ ラ ン B

(2) 料金プランの適用は、1契約種別につき1料金プランとし、あらかじめお客さまに選択していただきます。

なお、お客さまは、原則として、1料金プランを適用されてから1年に満たないで他の料金プランに変更することはできません。

2 料金区分

この料金表における季節区分および時間帯区分は、次のとおりといたします。

(1) 季節区分

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(2) 時間帯区分

イ 重負荷時間

夏季の毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。ただし、別表1（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

ロ 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、重負荷時間および別表1（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

ハ 夜間時間

重負荷時間および昼間時間以外の時間をいいます。

3 早収料金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。

(1) 基本料金

基本料金は、料金プランに応じ、早収料金表1（高圧電力）のとおりといたします。ただし、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

なお、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

(2) 電力量料金

電力量料金は、料金プランに応じ、早収料金表1（高圧電力）のとおりといたします。ただし、別表2（燃料費調整）1（1）によって算定された平均燃料価格が29,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）1（4）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）1（1）によって算定された平均燃料価格が29,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）1（4）によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 第1種プランA・第1種プランB

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定することとし、重負荷時間に使用された電力量には重負荷時間料金を、昼間時間に使用された電力量には昼間時間料金を、夜間時間に使用された電力量には夜間時間料金をそれぞれ適用いたします。

ロ 第2種プランA・第2種プランB

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

(3) 力率割引および割増し

イ 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合の平均力率は、別表3（平均力率の算定式）により算定いたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ロ 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

II 臨時電力

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。

1 基本料金

基本料金は、早収料金表2（臨時電力）のとおりといたします。ただし、I（高圧電力）3（早収料金）（3）に準じて力率割引および割増しをいたします。

なお、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

2 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量により、I（高圧電力）3（早収料金）（2）ロに準じて、早収料金表2（臨時電力）のとおり算定いたします。ただし、別表2（燃料費調整）1（1）によって算定された平均燃料価格が29,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）1（4）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）1（1）によって算定された平均燃料価格が29,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）1（4）によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

Ⅲ 自家発補給電力

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。

1 基本料金

基本料金は、早収料金表3（自家発補給電力）のとおりといたします。ただし、I（高圧電力）3（早収料金）（3）に準じて力率割引および割増しをいたします。

なお、まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、20パーセントといたします。ただし、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は前月における電気の供給とみなします。

2 電力量料金

(1) 電力量料金は、その1月の使用電力量により、I（高圧電力）3（早収料金）（2）ロに準じて、早収料金表3（自家発補給電力）のとおり算定いたします。ただし、別表2（燃料費調整）1（1）によって算定された平均燃料価格が29,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）1（4）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）1（1）によって算定された平均燃料価格が29,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）1（4）によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(2) 高圧電力と同一計量される場合の使用電力量

イ 使用電力量は、自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に自家発補給電力の供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

なお、この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、自家発補給電力の使用のつど選択することはできません。

また、基準の電力の算定にあたり次の(イ)、(ロ)または(ハ)によりがたい場合は、お客さまと当社との協議により(イ)、(ロ)または(ハ)に準じて決定いたします。

(イ) 自家発補給電力の使用の前月または前年同月における高圧電力の平均電力

(ロ) 自家発補給電力の使用の前3月間における高圧電力の平均電力

(ハ) 自家発補給電力の使用の前3日間における高圧電力の平均電力

ロ 自家発補給電力の継続した使用期間を通算して自家発補給電力の使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、自家発補給電力の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力の使用電力量といたします。

ハ 使用電力量の区分

自家発補給電力の使用電力量は、原則として自家発補給電力の最大需要電力に自家発補給電力の使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

Ⅳ 予備電力

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。

1 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、早収料金表4（予備電力）のとおりといたします。

なお、基本料金は、力率割引および割増しはいたしません。また、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

2 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量により、I（高圧電力）3（早収料金）（2）イまたはロに準じて、早収料金表4（予備電力）のとおりとし、常時供給分とあわせて算定いたします。ただし、別表2（燃料費調整）1（1）によって算定された平均燃料価格が29,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）1（4）によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）1（1）によって算定された平均燃料価格が29,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）1（4）によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

別表1 休日等

休日等とは、次の日をいいます。

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1月2日

1月3日

4月30日

5月1日

5月2日

12月30日

12月31日

別表2 燃料費調整

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計（関税法にもとづき公表される統計をいいます。）の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0445$

$\beta = 0.4282$

$\gamma = 0.5104$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。また、平均燃料価格算定期間とは、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

イ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が29,500円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (29,500 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{の基準単価}}{1,000}$$

ロ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が29,500円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 29,500 \text{円}) \times \frac{2 \text{の基準単価}}{1,000}$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

イ 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、ロの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間

ロ 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう各月の検針日は、その月の前月の計量日といたします。

(4) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	17銭9厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等の揭示

当社は、1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1(2)によって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

別表3 平均力率の算定式

- 1 平均力率の算定式は、次のとおりといたします。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85パーセントとみなします。

$$\text{平均力率} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100(\text{パーセント})$$

- 2 平均力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- 3 有効電力量および無効電力量の単位は、それぞれキロワット時、キロバール時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。

また、平均力率の算定において、 $\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}$ の計算によってえた値については、小数点以下第1位で四捨五入することにより小数点以下の端数を処理するものといたします。

早収料金表 1 高圧電力

1 第1種プランAおよび第1種プランB

料金プラン	基本料金 契約電力1キロワット1月につき	電力量料金		
		重負荷時間 料 金	昼 間 時 間 料 金	夜 間 時 間 料 金
		1キロワット時につき	同左	同左
第1種プランA	1,591円00銭	14円39銭	11円73銭	9円29銭
第1種プランB	1,780円00銭	12円85銭	10円50銭	9円29銭

2 第2種プランAおよび第2種プランB

料金プラン	基本料金 契約電力1キロワット1月につき	電力量料金	
		夏季料金	その他季料金
		1キロワット時につき	同左
第2種プランA	1,591円00銭	11円77銭	10円81銭
第2種プランB	1,780円00銭	10円92銭	10円03銭

早収料金表 2 臨時電力

基本料金 契約電力1キロワット1月につき	電力量料金	
	夏季料金	その他季料金
	1キロワット時につき	同左
1,909円00銭	14円02銭	12円86銭

早収料金表 3 自家発補給電力

基本料金 契約電力1キロワット1月につき	電力量料金	夏季料金	その他季料金
		1キロワット時につき	同左
1,750円00銭	定期検査または定期補修による場合	12円95銭	11円88銭
	定期検査および定期補修以外による場合	15円90銭	14円56銭

早収料金表 4 予備電力

	基本料金	電力量料金
	契約電力1キロワット1月につき	1キロワット時につき
予備線の場合	69円30銭	常時供給分の該当料金を適用するものといたします。
予備電源の場合	131円25銭	同上